

## 【閲覧用】

令和3(2021)年第8回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和3(2021)年8月10日(火)				
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール				
開会	午後2時	閉会	午後2時34分		
議事及び 議決結果表	番号	件名		結果	備考
	議案第44号	農地法第3条の許可申請について		許可	3件
	議案第45号	農地法第4条の許可申請について		許可相当	1件
	議案第46号	農地法第5条の許可申請について		許可相当	6件
	議案第47号	農用地利用集積計画(利用権設定)について		決定	13件
	議案第48号	農用地利用集積計画及び配分計画について		決定	3件
	議案第49号	農用地利用集積計画(所有権移転)について		決定	1件
	議案第50号	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について		決定	
	報告第34号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について		済	6件
	報告第35号	農地転用完了等の報告について		済	
出席委員	農業委員	17人	農地利用最適化 推進委員	9人	
欠席委員	農業委員		2人		
署名委員	10番	新開 剛	11番	上田 高志	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	赤崎 政伸	主事補	野中 智仁	
	主任	安藤 正紘			

農業委員出席状況（17名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	×	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	浅田 正次	×
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（9名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	—	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	○	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	—
5	池永 雅行	○	20	藤井 光生	○
6	福間 健二	—	21	瀧本 康男	—
7	岡松 正利	—	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	○	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	○	24	武本 正国	—
10	平畑 悟諮	—	25	山本 保利	○
11	水間 惣吾	○	26	松延 隆幸	—
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	—	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	—	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	—

議案第 44 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(5 番推進委員：池永委員)</p> <p>7 月 16 日に譲受人本人から [REDACTED]、[REDACTED] の農地 [REDACTED] を譲渡人より購入したいとの申し出があった。譲渡人は、父親の畑の相続が済んだので、譲受人へ売買の話をされたそうです。譲受人は現在 [REDACTED] 以上耕作されており、認定農業者でもあるため何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 44 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	<p>申請のあった [REDACTED] の農地は、譲渡人・譲受人を含んだ [REDACTED] となっており、今回は譲渡人が所有する [REDACTED] の所有権を譲受人へ移転するものでございます。これにより譲受人の [REDACTED] と合わせて、[REDACTED] の所有権を有することとなります。</p>		
地区推進委員報告	<p>(9 番推進委員：小畑委員)</p> <p>8 月 1 日に譲受人と面会し説明を受けました。田畑 [REDACTED]、[REDACTED] が今回の権利移動の面積となっております。譲渡人との関係は従兄弟半にあたり、お父さんの時代から長きに亘り借受け、主に米並びに野菜作りをされていたそうです。譲受人が引き継いだ後は、ブドウ、稲、米作と多岐にわたり農業経営を続けておられます。また、長男が担い手としてハウスイチゴを栽培され、本年より出荷されているそうです。今回、権利移動の話を持ち掛けたところ、承諾があったため何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 44 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
	[REDACTED]	耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：岡松委員) 7 月 25 日に譲受人より説明を受けました。現状は荒廃している農地とハウスを購入し、イチゴ栽培を行うとのことでした。譲受人は長年に亘りイチゴ栽培をされており、機械器具も保有。また、後継者もいるため何ら問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 45 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	平成 31 年 1 月 8 日付け飯塚市告示第 16 号にて農振農用地除外済み。		
造成	最大 30cm 程度の盛土工。 造成後の表面は、セメント系地盤改良材にて地盤改良後、碎石敷き。		
進入口	北西側県道からの幅 3m の進入口を設置。		
土留め	北側において、隣接県道擁壁へ投げ掛け。 東、西、南側において、自然石積みを設置。		
被害防除	剪定後の枝葉については、飛散防止のためネットを設置。		
雨水排水	南東側に集水桝を敷設後、配水管を經由し河川へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(11 番推進委員：水間委員)		

	申請農地は[ ]の沿線にあります。[ ]は60年以上前に整備されたものですが、申請農地はこの整備により飛び地となっていた場所で、申請人が今まで稲を作付けしていた圃場です。申請人は約[ ]の農地を所有して農業の傍ら、父親の代から[ ]を営んでおられます。その[ ]で使用するトラックやユンボ等の作業機械と[ ]等の保管場所にするため、今回転用の申請を行ったものです。造成については30 cm程度の盛土を行い、地盤改良材や砕石で補強を行います。また、申請地は県道と2m程度の高低差があるため、進入路を3mに拡張するとともに、延長して勾配を緩和します。土留めは1m程、自然石積みを行い、雨水等の排水は集水桝を施工して[ ]へ放流となります。生活雑排水の混入はありません。造成については申請者が自力で行うものです。以上、申請人と面接の上、確認を行いました。隣接圃場の用水につきましては別途確保されておりまして影響はありません。地区生産組合も本件による周辺への問題は特にないと同意済みです。何ら問題なし。
現地調査報告	7月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第46号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[ ]		
権利内容	所有権		
譲受人	[ ] [ ] [ ]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[ ] [ ]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 令和3年7月20日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大で30 cm程度の盛土工。申請地南側では隣接道路の対側（申請地と接する道路幅員ラインでなく反対側の幅員ライン）から6.50mの位置までセットバックし、道路側溝敷設及び表面のアスファルト舗装を実施。		
進入口	申請地東側の1区画では、南側隣接道路から進入。他の5区画では、申請地内に新設する道路から進入。		
土留め	申請地西側でコンクリートブロック壁を、北から東側でL型擁壁を新設。		
被害防除	農地に接する申請地西側でフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に新設する道路側溝を經由し、南側のセットバック箇所に新設の道路側溝に放流。		
生活雑排水	各区画に合併処理浄化槽を敷設、処理水は南側の隣接道路の既設污水管に		

	放流。
工事計画期間	令和3年9月15日から翌年12月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	申請地内に新設される道路、セットバック部分及び道路側溝は、市に寄付。
地区推進委員報告	(3番推進委員：三村委員) 本申請地は用水の最下部にあることから、特に乾季に利水に課題があること、また南側の山地の影響もありまして日中の日影時間が長く、作物栽培に影響が出やすい、そういった場所です。また、住宅地が接近しているために農業には結構厳しい環境であるという理由に加えて、集团的農地の縁辺部であるため他の農地への影響は必ずしも大きくないというふうを考えられます。また、地元農区も同意をしており、本計画は何ら問題なし。
現地調査報告	7月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第46号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 7棟 467.42㎡		
備考	売買 令和3年6月21日付け飯塚市告示第206号にて農振農用地除外済み。 令和3年7月8日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大60cm程度の盛土工。		
進入口	申請地内に幅5mの進入路を敷設。 各分譲地へはこの通路から進入。進入路部分については市に帰属。		
土留め	北側及び西側において、コンクリートブロック擁壁を新設。なお、北側境界から水路までの間については、張りコンクリート施工。 東側において、道路後退後4.01mの位置までセットバック。セットバックラインへコンクリートブロック擁壁を新設。セットバック部分については市に帰属。 南側において、道路中心線から3.25mのラインまでセットバック。進入路		



生活雑排水	各区画に合併処理浄化槽を敷設し、処理水は雨水同様の経路で放流。
工事計画期間	令和3年9月15日から同年12月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 他事業者による融資にて対応。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	申請地に存在する水路の箇所については、市に帰属予定。
地区推進委員報告	(8番推進委員：大村委員) 7月中旬に土地家屋調査士の松生氏より図面を預かり、4戸の宅地分譲地であるという説明を受けました。現地を確認しましたが、両サイドに宅地が建っており、分譲されても問題はないと思います。また、地区農区の承諾もあるため何ら問題なし。
現地調査報告	7月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第46号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted] [Redacted] [Redacted]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	[Redacted] [Redacted]		
転用目的 施設の概要	建売住宅 3棟 173.88㎡		
備考	売買		
造成	最大60cm程度の盛土工。		
進入口	東側市道から各分譲地へ進入。		
土留め	北側及び西側において、隣接地へ投げ掛け。 東側及び南側において、市道へ擦り付け。		
被害防除	南側において、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、東側の自主施工による縦断用自由勾配側溝へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和3年9月15日から令和4年3月31日まで		
水利同意	水利組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		





土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第1種低層住居専用)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	駐車場敷		
備考	売買 隣接宅地 837.06 m <sup>2</sup> を含め、計画面積は 1,259.06 m <sup>2</sup> となる。		
造成	現況を均す程度。造成後の表面は露天砂利敷。		
進入口	北側市道から幅 4.5mの進入路を敷設。		
土留め	東側、南側においては隣地へ投げかけ。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、南東側既設排水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和3年11月15日から令和4年5月31日まで		
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(25番推進委員：山本委員) 7月13日に土地家屋調査士の方と現地を立会しました。周りは住宅と道路に囲まれており、何ら問題はなし。		
現地調査報告	7月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第46号第7項 農地法第5条許可申請について

※申請取下げ

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	使用貸借権		
借主	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		

転用目的 施設の概要	法面防災工事（令和4年12月15日までの一時転用）
備考	なし
造成	
進入口	
土留め	
被害防除	
雨水排水	
生活雑排水	
工事計画期間	
水利同意	
第5条第2項各号	
補足説明	（事務局） 本件につきましては、書類申請があり執行部による現地調査等を行ったところでございますが、8月5日付けで取下書が事務局に提出されました。従いまして、本件につきましては審議が不要となったことを報告いたします。以上です。
地区推進委員報告	
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	取下げ

議案第47号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	24,906.83 m <sup>2</sup>		
	畑	0.00 m <sup>2</sup>		
	樹園地	0.00 m <sup>2</sup>		
	採草放牧地	0.00 m <sup>2</sup>		
	計	24,906.83 m <sup>2</sup>		
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	16,879.83 m <sup>2</sup>	8件
		(6年以下)	1,848.00 m <sup>2</sup>	2件
		(10年以下)	2,700.00 m <sup>2</sup>	2件
		計	21,427.83 m <sup>2</sup>	12件
	野菜	(10年以下)	3,479.00 m <sup>2</sup>	1件
		計	3,479.00 m <sup>2</sup>	1件
	計	(3年以下)	16,879.83 m <sup>2</sup>	8件
		(6年以下)	1,848.00 m <sup>2</sup>	2件
		(10年以下)	6,179.00 m <sup>2</sup>	3件
		計	24,906.83 m <sup>2</sup>	13件
	第18条第3項各号	（要件）該当のため、許可要件を満たす。		
	補足説明	（事務局）		

	前月の総会にて、藤田委員、大熊委員よりご指摘のありました[REDACTED]の利用権設定についてご報告いたします。ご指摘の内容は、当該法人の農地管理等に関することでしたが、適正に肥培管理・報告物の提出を行うよう、農業委員会事務局及び農林振興課から法人関係者に強く指導を行っております。今後も農林振興課と連携を図りながら、継続して当該法人へ指導及び調査を行ってまいりたいと思っております。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

議案第 48 号 農用地利用集積計画及び配分計画について

地目別 設定面積	田		2,636.53 m <sup>2</sup>	
	畑		0.00 m <sup>2</sup>	
	樹園地		0.00 m <sup>2</sup>	
	採草放牧地		0.00 m <sup>2</sup>	
	計		2,636.53 m <sup>2</sup>	
作物別 設定面積	水稻	(10年以下)	2,636.53 m <sup>2</sup>	3 件
		計	2,636.53 m <sup>2</sup>	3 件
	計	(10年以下)	2,636.53 m <sup>2</sup>	3 件
		計	2,636.53 m <sup>2</sup>	3 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 49 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	耕作面積	—
譲渡人	[REDACTED]	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
所有権の移転時期	令和 3 年 8 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 50 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について

提案理由	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、農業経営基盤強化促進法に基づき、県の農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向について示すとともに、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標等について、概ね5年ごとに県が定めるものとされています。今回、国の法律改正を受け、福岡県基本方針が令和3年2月に改正となったため、これらと整合性を取るために、本市の基本構想も改定するものである。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

報告第34号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年7月16日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年7月16日
結果	済		

報告第34号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年7月16日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年7月16日
結果	済		

報告第34号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		

解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年7月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年7月20日
結果	済		

報告第34号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年7月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年7月20日
結果	済		

報告第34号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年7月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年10月31日
結果	済		

報告第34号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年6月28日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年7月10日
結果	済		

報告第35号 農地転用完了等の報告について

①前月中に

(1) 完了予定日を迎えた転用案件

- (2) 完了確認を行った転用案件
- (3) 現況証明書を交付した転用案件

②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済